

○洞爺湖町チャレンジショップ支援事業補助要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における商工業の振興と活性化を目的に、新築店舗、空き家及び空き店舗を活用し、地域に根ざした特色あるショップ開業者、起業者等を支援するため、洞爺湖町補助金等交付規則（平成18年洞爺湖町規則第30号）に規定するもののほか、予算の範囲内において、チャレンジショップ支援事業補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) チャレンジショップ 新築店舗、空き家及び空き店舗を活用し、地域に根ざした特色ある店舗を新規に出店することをいう。
- (2) 新築店舗 町内で新たに店舗を建築し、対象者が所有権を有する物件をいう。
- (3) 空き家 町内に存在する居住者がいない家等で、対象者が所有権若しくは賃借権を有する物件をいう。
- (4) 空き店舗 町内に在住する営業されていない店舗等で、対象者が所有権若しくは賃借権を有する物件をいう。
- (5) 事業計画 補助金の交付を受けるため、事業の目的や内容、図面、見積書や資金計画等、自ら樹立した計画

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、新たに次条に規定する業種を営む町民又は町民になる予定の者で、新築店舗、空き家及び空き店舗（以下「店舗等」という。）の所有権又は賃借権を有する者とし、かつ町税等を滞納していない者とする。ただし、この要綱による補助金の交付を受けたことがある者は除くものとする。

- 2 前項に規定する店舗等の所有権を有する者の店舗等が共有名義の場合は、いずれか一方の者とする。
- 3 第1項に規定する店舗等の賃借権を有する場合は、物件の所有者と同一の世帯

及び親族（２親等以内）ではない者とする。

（補助対象要件）

第４条 補助対象者は、店舗等を活用し、次の各号のいずれかの業種を営むこととする。ただし、新築店舗については、固定資産税が課税対象となる物件とする。

- (1) 小売業、サービス業、飲食業
- (2) 地元農産物及び海産物等直売所
- (3) 農産物及び海産物を使った加工品の製造・販売業
- (4) 地域の景観を生かした観光業
- (5) その他、本町の特色を生かした事業

（補助対象事業）

第５条 補助の対象は、前条各号に規定する業種を営むための店舗等の新築費、改装費、又は備品購入費、家賃とする。

（補助対象とならない業種）

第６条 次の各号に掲げる業種は、補助の対象としない。

- (1) 周囲に騒音、振動、悪臭、煙等の迷惑を及ぼすおそれがあるもの
- (2) 支店、フランチャイズ店
- (3) 政治、宗教に関係するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２号）第２条第５項に規定するもの、又はこれに類する業種
- (5) 販売目的を告げないで集客するもの（無料体験等）
- (6) 関係法令等で許可を得ないもの
- (7) その他町長が不相当と認めたもの

（平２９訓令１３・一部改正）

（補助金の交付額）

第７条 補助対象事業に対する補助金の交付額は、次のいずれかとする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 新築・改装費補助 店舗等の新築費若しくは改装費の１／２以内とし、５００千円を限度とする。

(2) 備品購入費補助 開業に必要な備品等購入費の1/2以内とし、300千円を限度とする。

(3) 家賃補助 空き店舗の家賃（敷金・礼金は除く。）対象月額の1/2以内とする。ただし、最長2年間とし、1年目は5万円、2年目は3万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ洞爺湖町チャレンジショップ支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 店舗付近の見取図及び店舗平面図
- (2) 見積書（新築、改築及び改修の場合に限る。）
- (3) 店舗の賃貸借契約書の写し（賃借の場合に限る。）
- (4) 市町村税等の滞納がないことの証明書
- (5) その他町長が必要と認めるもの

（補助金の交付決定）

第9条 町長は、前条により提出のあった申請内容を速やかに審査をし、補助金の交付の可否を決定し、補助金の交付を決定したときは、洞爺湖町チャレンジショップ支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）及び指令書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付をしないことを決定したときは、洞爺湖町チャレンジショップ支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（事業の変更）

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が事業内容を変更しようとするときは、速やかに洞爺湖町チャレンジショップ支援事業補助金変更承認申請書（別記様式第5号）を提出し、町長の承認を得なければならない。

2 町長は、前項の規定する申請により変更を認めたときは、洞爺湖町チャレンジ

ショップ支援事業補助金変更承認通知書（別記様式第6号）及び指令書（別記様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、事業精算完了後、洞爺湖町チャレンジショップ支援事業補助金実績報告書（別記様式第8号）に領収書等必要書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、店舗の賃借料の支払いをしたときは、3月、6月、9月及び12月の各月までに最大3月分を対象に洞爺湖町チャレンジショップ支援事業補助金賃借料実績報告書（別記様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 賃借料に係る領収書又は支払を証明する書類の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類等

（補助金の交付）

第12条 町長は、前条の実績報告書の内容を審査し、適正に事業が完了したと判断したときは、補助金の額を確定し交付決定者に補助金等交付確定書（別記様式第10号）を交付し、交付決定者は、補助金等交付請求書（別記様式第11号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の決定の取消し及び返還）

第13条 交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の全部又は一部を取り消し、返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金交付後3年以内に、休廃止したとき。

（平28訓令8・一部改正）

（実施状況報告）

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度以降3年度分の決算状況について、洞爺湖町チャレンジショップ支援事業補助金交付事業実施状況報告書（別記様式第12号）を町長に提出しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓令第10号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日訓令第8号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日訓令第13号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日訓令第6号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の洞爺湖町チャレンジショップ支援事業補助要綱第14条の規定は、この訓令の施行日以降に補助金の交付を受けた者に適用する。

附 則（令和4年7月1日訓令第26号）

この訓令は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和5年6月7日訓令第10号）

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和5年8月22日訓令第15号）

この訓令は、公布の日から施行する。